

# 第1章 公共施設等総合管理計画の概要

---

## 1 目的

本市は、学校やホールなどの公共施設や道路などのインフラ施設を、人口が急増する 1970 年代前半から 1980 年代前半にかけて集中的に整備してきました。これらの公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）が建設後 30 年から 40 年程度経過し、更新<sup>1</sup>時期が一斉に訪れると見込まれます。経年劣化した公共施設等をそのまま放置することは、利用者の安全に影響を与えるおそれがありますが、全ての公共施設等を更新することは、現在の厳しい財政状況を踏まえると困難です。

この課題に対する取組として、2012 年度に、本市が所有し、管理する公共施設の資産情報や利用状況、運営コストなどをまとめた『川越市公共施設マネジメント白書（以下「白書」という。）』を作成しました。これにより公共施設の全体像を把握するとともに、白書のデータを基に、公共施設の整備更新に係る計画策定の検討を始めました。

また、国においても、公共施設等の老朽化への対応として、2013 年 11 月、『インフラ長寿命化基本計画』を策定しました。この計画では、地方公共団体における公共施設等の整備更新を着実に進めていくため、中長期的な取組の方向性を明確にする行動計画と当該行動計画に基づき、施設ごとの対応方針を定める個別施設計画を策定することとされています。

これまでの取組を踏まえ、利用者の安全・安心を確保しながら、老朽化が進行する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化<sup>2</sup>などに計画的に対応するための方針として、公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）を定めます。

管理計画は、本市の最上位計画である『第四次川越市総合計画』で掲げる施策 No. 49 社会資本マネジメント<sup>3</sup>の推進に対応し、全庁的な取組として推進していくものです。

---

<sup>1</sup> 更新：施設を新しく建て替えること。

<sup>2</sup> 長寿命化：適切な保全を行い、躯体や設備を健全な状態に保ち、法定耐用年数を超えて使い続けること。

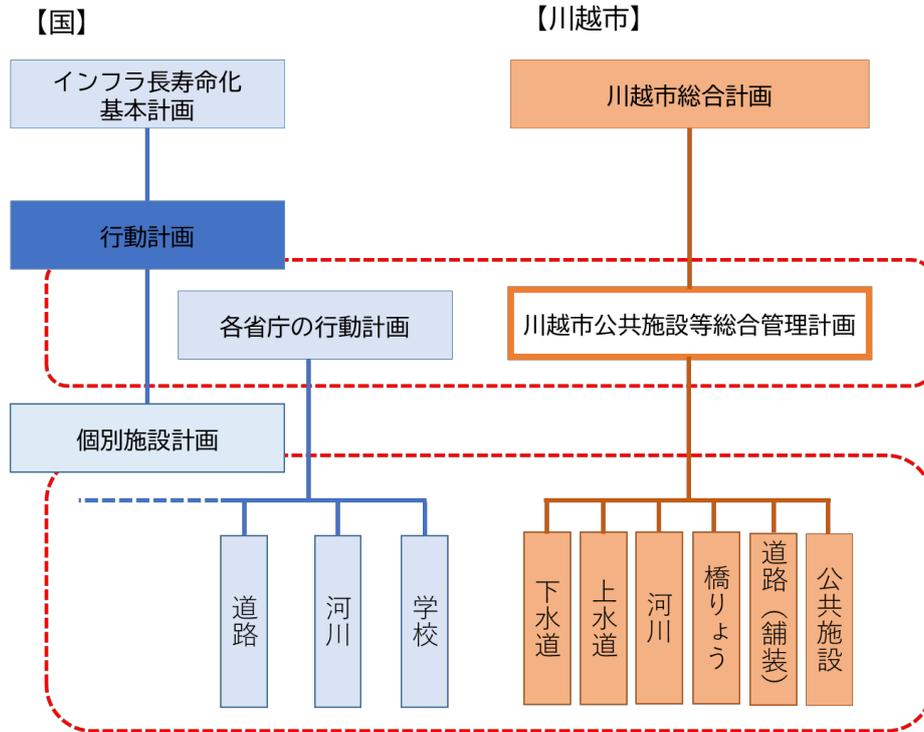
<sup>3</sup> 社会資本マネジメント：本市が所有し、管理する公共施設等を重要な経営資源と捉え、施設の運営コストや利用状況などを把握するとともに、人口動態や市民ニーズを踏まえた分析を行い、全市的な視点から効果的かつ効率的な施設管理・運営を推進する取組のこと。

## 2 計画の体系

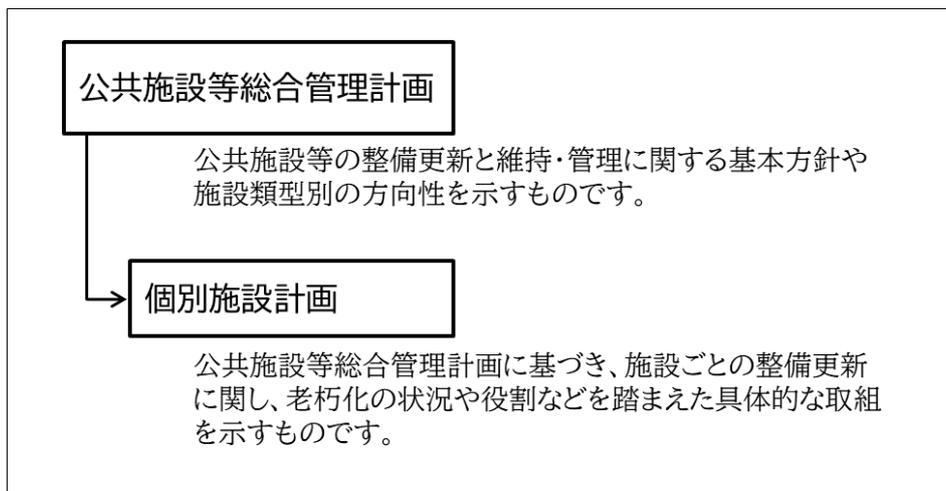
管理計画は、地方公共団体が作成する行動計画に当たります。

また、歴史的建築物及び賃借物件を除き、管理計画に基づいて個別施設計画を策定します。

【図表 1 計画の体系】



【図表 2 公共施設等総合管理計画の体系】



### 3 計画期間

管理計画は、長期にわたり利用することを前提とした公共施設等を対象としているため、施設のライフサイクル全体を意識した長期的な視点で取り組むことが重要です。そのため、計画期間は、多くの公共施設等が更新や大規模な改修時期を迎える今後の30年間を見据える中、社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、10年間の計画期間とします。なお、必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図ることとします。

### 4 対象施設

管理計画では、本市が所有し、管理する公共施設等を対象とし、公共施設を8類型に、インフラ施設を5類型に分けて整理します（図表3）。

【図表 3 公共施設等の施設類型】

(2016年6月時点)

	分類	主な施設
公共施設	学校教育施設	市立小学校、市立中学校、市立川越高等学校、市立特別支援学校
	生涯学習施設	公民館(分室、分館含む)、小堤集会所、図書館、国際交流センター、環境プラザ(つばさ館)、博物館、美術館、本丸御殿、蔵造り資料館
	文化・スポーツ・観光施設	ウェスタ川越大ホール、やまぶき会館(分室含む)、文化会館、地域ふれあいセンター、武道館、芳野台体育館、川越運動公園、なぐわし公園温水利用型健康運動施設(PiKOA)、産業観光館(小江戸蔵里)、川越まつり会館、観光案内所、中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)、農業ふれあいセンター
	福祉施設	市立保育園、学童保育室、児童センターこどもの城、児童館、総合福祉センター(オアシス)、みよしの支援センター、職業センター、障害者就労支援センター、やまぶき荘(やまぶき荘等污水处理施設含む)、霞ヶ関東老人デイサービスセンター、老人憩いの家、後楽会館
	公営住宅	市営住宅、再開発住宅店舗
	都市基盤施設	市営自転車駐車場、川越駅東口公共地下駐車場、公園施設、防災施設
	行政関連施設	市民センター、連絡所、証明センター、本庁舎(分室含む)、東庁舎、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎、保健所、総合保健センター、動物管理センター、川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所、教育センター(分室含む)、福祉サポート連雀町、川越しごと支援センター、倉庫、環境衛生センター、東清掃センター、資源化センター、小畔の里クリーンセンター、学校給食センター、斎場、市民聖苑やすらぎのさと、農業集落排水処理施設
	その他の公共施設	文化財、遊休施設、普通財産
インフラ施設	道路	道路、橋りょう
	橋りょう	道路管理事務所
	河川	排水機場
	上水道	配水管 上下水道局庁舎、上下水道管理センター、倉庫、浄水場、受水場
	下水道	管きよ ポンプ場

\*2016年6月以降の施設の設置状況については第6章で補足しています。

## 5 取組スケジュールと推進体制

個別施設計画は、個別施設の特長や緊急性に応じて順次策定していきますが、既に策定している個別施設のマネジメントに係る計画は、管理計画などを踏まえた内容に見直したうえで個別施設計画とみなします（図表4）。

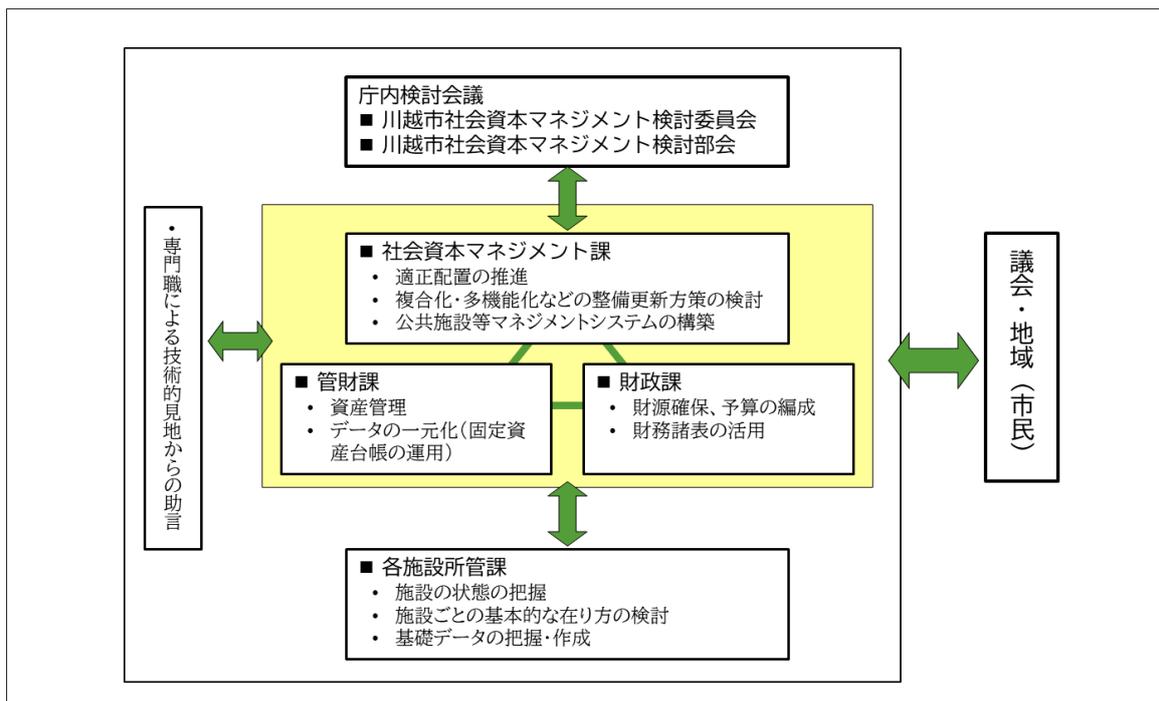
また、資産情報の一元管理や予算編成などと連携し、土木や建築などの技術的な支援に基づいたマネジメントを推進するとともに、取組状況について、広報やホームページなどさまざまな媒体を活用し、議会や市民の方々へ情報提供を行います（図表5）。

\*2020年度までに、個別施設計画として公共施設編、道路舗装編、橋りょう編、排水機場・排水ポンプ場編を策定しています。上下水道施設については、川越市上下水道ビジョン等の既存計画において必要な事項が網羅されていることから、改めて個別施設計画は策定しないこととしています。

【図表 4 取組スケジュール】

	計画期間10年間									
	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
公共施設等 総合管理計画	推進									
個別施設計画	策定					推進				

【図表 5 推進体制図】



余白ページ

## 第2章 公共施設等の現況

---

\*第2章については、第3章の試算等に合わせ、  
改訂の際に時点の修正を行っています。

# 1 公共施設の現況

## (1) 市有財産の概要

本市の市有財産は、上下水道局が所管している財産を含め、建物が約79万㎡、土地が約328万㎡です。建物は約99.4%、土地は約93.6%が行政財産<sup>4</sup>です(図表6)。

また、行政財産(建物)を施設類型別の建物面積で比較すると、学校教育施設の割合が高く、約52.0%を占めています(図表7)。

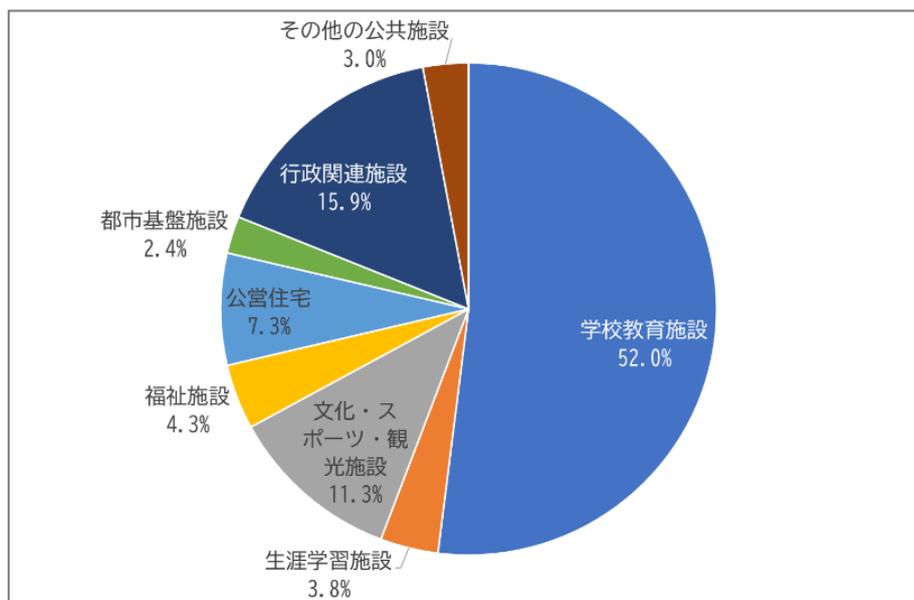
【図表6 市有財産(行政財産と普通財産<sup>5</sup>)の内訳】

	市有財産	
	延床面積(㎡)	土地面積(㎡)
行政財産	789,369.62	3,069,947.54
普通財産	4,422.89	209,689.20
合計	793,792.51	3,279,636.74

川越市社会資本マネジメント課作成

※基準日：2021年3月31日

【図表7 行政財産(建物)の施設類型別分類】



社会資本マネジメント課作成

※基準日：2021年3月31日

※インフラ関連の施設について、庁舎及び事務所は「行政関連施設」へ、その他の施設は「その他の公共施設」へ含めて記載しています。

<sup>4</sup> 行政財産：市において、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産のこと。一部を除き原則、貸付け、交換、売却、譲与等を行うことができない。

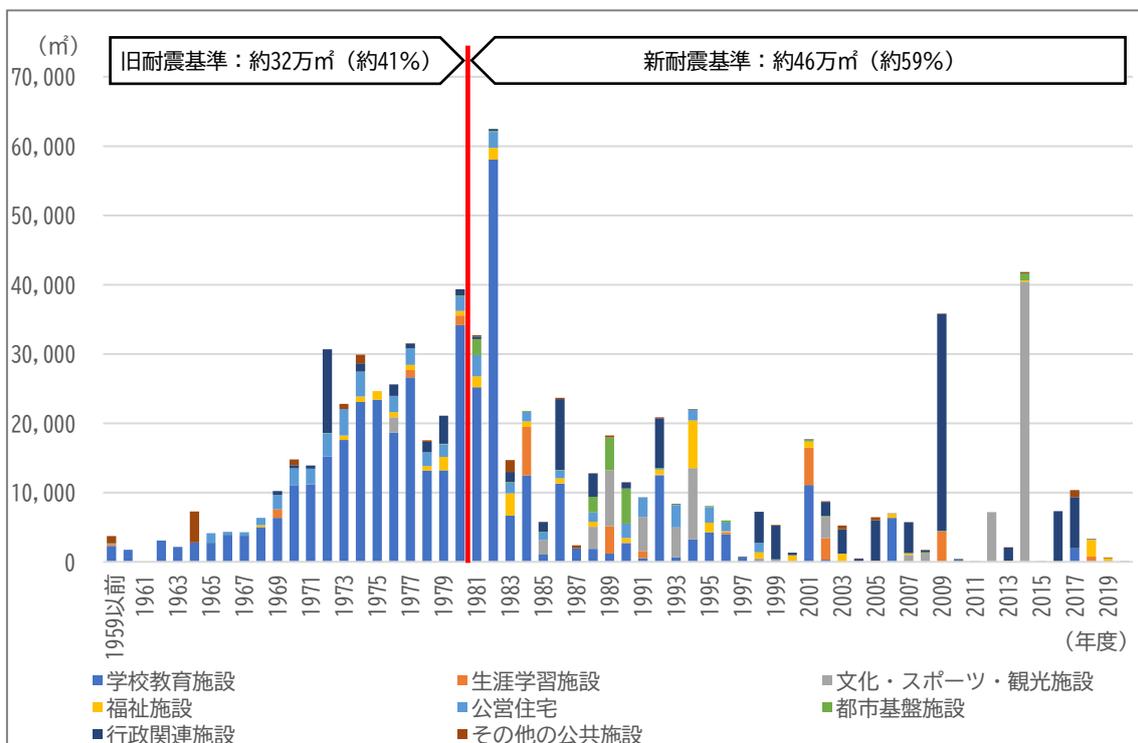
<sup>5</sup> 普通財産：行政財産以外の公有財産のこと。

## (2) 公共施設の建設実績

本市における公共施設の建設年別面積は、1970年代前半から1980年代前半にかけて大きなピークが存在し、建設後30年以上経過している施設面積は全体の約68%にも及んでいます（図表8）。

また、1981年の建築基準法改正により新耐震基準が導入されており、旧耐震基準<sup>6</sup>で整備された公共施設は、全体の約41%を占めています。本市では、『川越市建築物耐震改修促進計画』に基づき、公共施設の耐震化を進めてきました。旧耐震基準で建設された建物を施設類型別に比較すると、約76%が学校教育施設となっていますが、既に耐震化を完了しています。

【図表 8 公共施設建設年別面積】



社会資本マネジメント課作成

※基準日：2021年3月31日

※上下水道局が所管する施設、また建設年が不詳の施設は除いています。

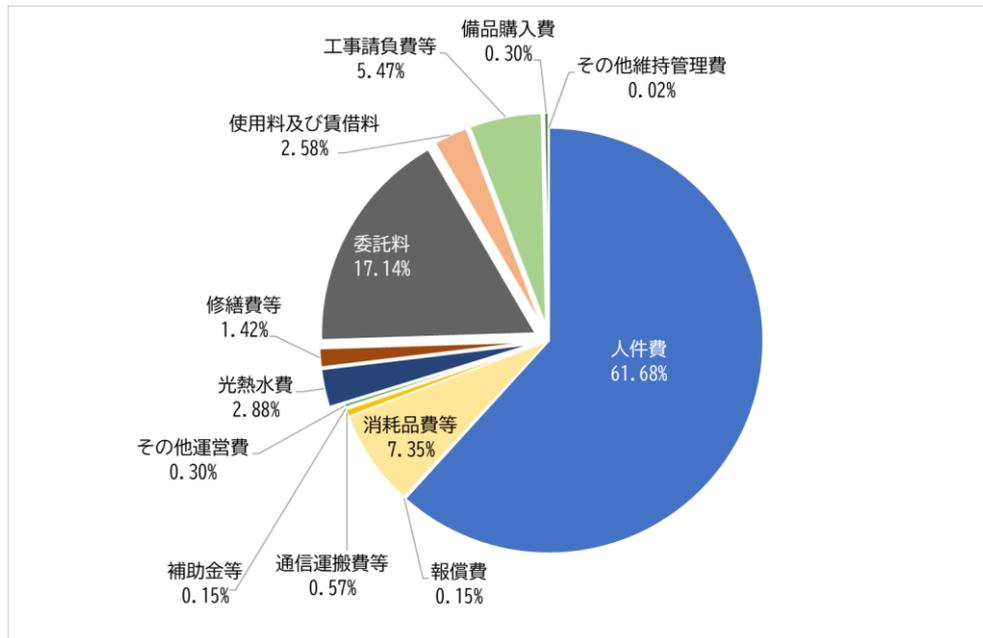
※上下水道局が所管する施設を除くインフラ関連の施設について、庁舎及び事務所は「行政関連施設」へ、その他の施設は「その他の公共施設」へ含めて記載しています。

<sup>6</sup> 旧耐震基準：1981年6月に改正施行された建築基準法の構造規定（新耐震基準）以前の構造規定のこと。

### (3) 公共施設の年間総経費

2019年度における公共施設の年間総経費は、約310億円となっています（図表9）。このうち運営費（人件費、報償費、消耗品費等、通信運搬費等、補助金等、その他運営費）が約218億円、維持管理費等（光熱水費、修繕費等、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等、備品購入費、その他維持管理費）が約92億円となっています。公共施設の運営や維持・管理等に係る経費のうち、運営費が約70%を占めています。

【図表9 公共施設の年間総経費】



種目		経費（億円）	
運営費	人件費	191.35	217.79
	報償費	0.46	
	消耗品費等	22.81	
	通信運搬費等	1.78	
	補助金等	0.47	
	その他運営費	0.92	
維持管理費等	光熱水費	8.93	92.44
	修繕費等	4.39	
	委託料	53.18	
	使用料及び賃借料	8.00	
	工事請負費等	16.96	
	備品購入費	0.93	
	その他維持管理費	0.06	
合計		310.23	

川越市社会資本マネジメント課作成

※十万円以下は四捨五入しています。

## 2 インフラ施設の現況

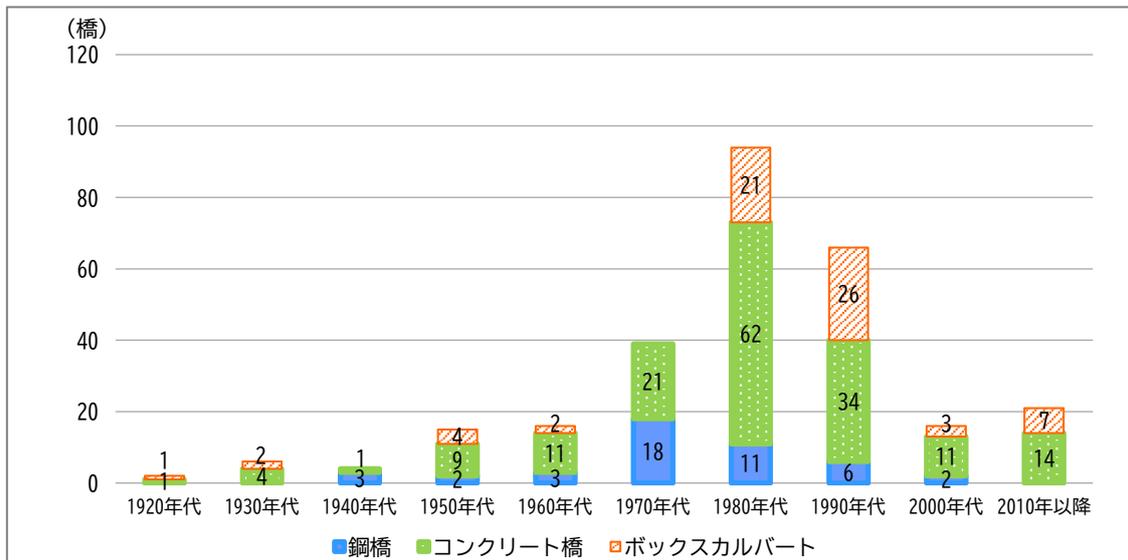
### 道路（参考：『川越市個別施設計画（道路舗装編）』）

本市が管理する道路は、2017年4月1日現在、5,847路線で、道路実延長1,594.1km、道路敷面積8,174,051㎡となっています。このうち、幹線1級市道（国土交通省道路区分6：いわゆる主要幹線道路）は面積ベースで10.4%、幹線2級市道（同区分7：その他の幹線道路）は9.8%、その他の市道（同区分8：生活道路）は79.8%であり、市道の多くは生活道路となっています。

### 橋りょう（参考：『川越市個別施設計画（橋りょう編）』）

本市が管理する橋りょうは、2018年4月1日現在、602橋（横断歩道橋を除く。）あり、その約66%はコンクリート橋となっています。建設年別の橋りょう数は、1950年代から徐々に増大し、1980年代にピークを迎えています（図表10）。

【図表 10 建設年別橋りょう数】



『川越市個別施設計画（橋りょう編）』より作成  
 ※基準日は、2018年4月1日とし、架橋年不詳の橋りょうは除いています。

### 河川管理施設（参考：『川越市個別施設計画（排水機場・排水ポンプ場編）』）

入間川及び小畔川（一級河川<sup>7</sup>）の流出部に古谷上排水機場、古川排水機場、天の川排水機場の3施設を整備しています。天の川排水機場は築30年が経過し、老朽化が進んでいます。

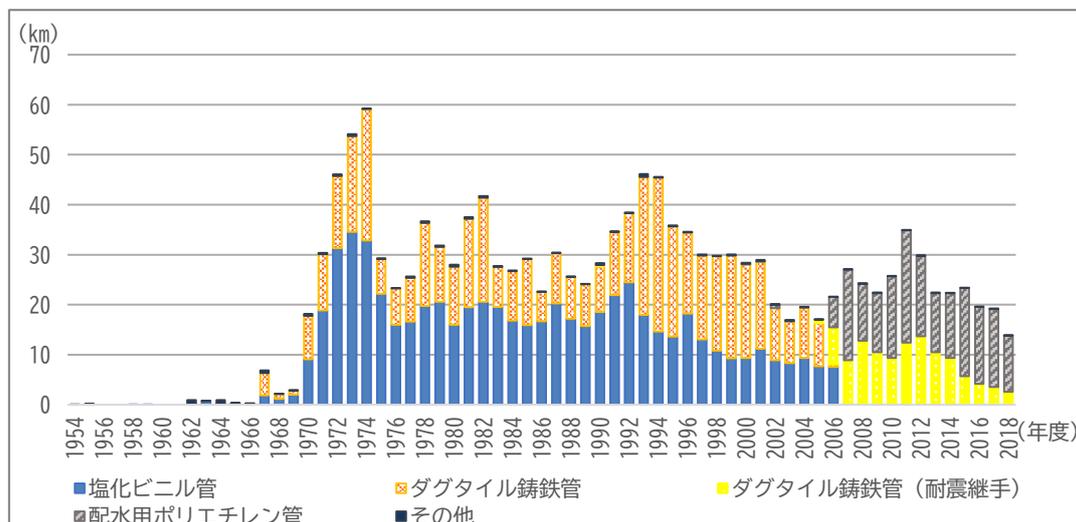
排水ポンプ場は、新河岸川に10施設、入間川に1施設を整備しています。

<sup>7</sup> 一級河川：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定したもの。市内では、荒川、入間川、越辺川、小畔川、南小畔川、新河岸川、不老川、九十川、びん沼川及び新河岸川放水路がある。

上水道（参考：『川越市上下水道ビジョン』、『川越市上下水道事業経営戦略』）

本市の水道普及率は、2018 年度末現在、99.9%となっており、配水管の総延長は1,455kmに及んでいます。1970 年代前半に大量に整備した配水管が、整備後 40 年以上経過しています（図表 11）。

【図表 11 上水道（配水管）整備年別延長】

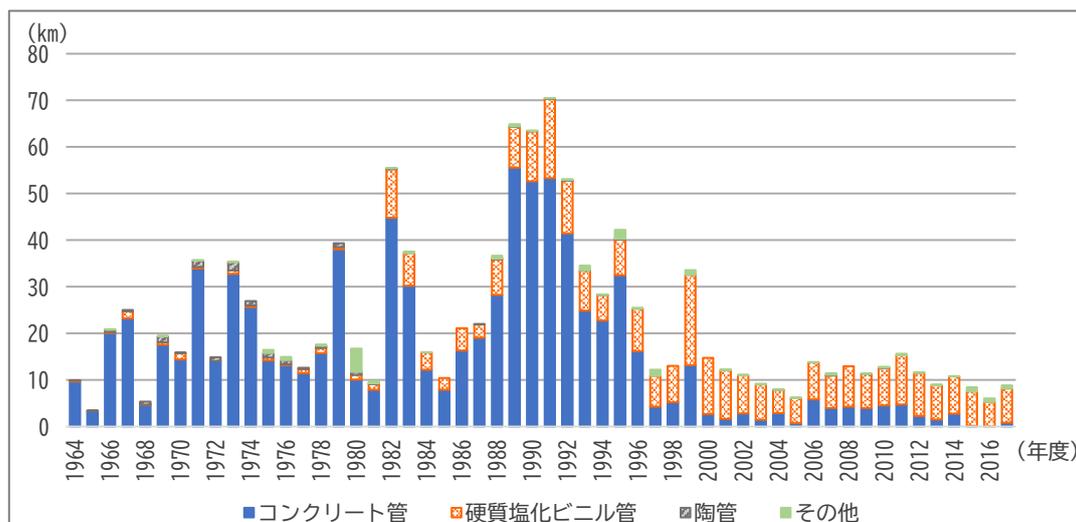


『川越市上下水道事業経営戦略』より作成  
 ※基準日は、2019 年 3 月 31 日とし、建設年不詳の配水管は除いています。

下水道（参考：『川越市上下水道ビジョン』、『川越市上下水道事業経営戦略』）

本市の下水道普及率は、2018 年度末現在、86.4%となっており、整備した管きよ（民間が整備した後、市に移管したものなどを含む。）の総延長は1,177kmに及んでいます。1990 年代前半が整備のピークとなっています（図表 12）。

【図表 12 下水道（管きよ）整備年別延長】



『川越市上下水道事業経営戦略』より作成  
 ※基準日は、2018 年 3 月 31 日とし、建設年不詳の管きよは除いています。

## 第3章 人口と財政の将来見通し

---

\*第3章については、試算等に合わせ、  
改訂の際に時点の修正を行っています。

## 1 人口の推移と将来推計

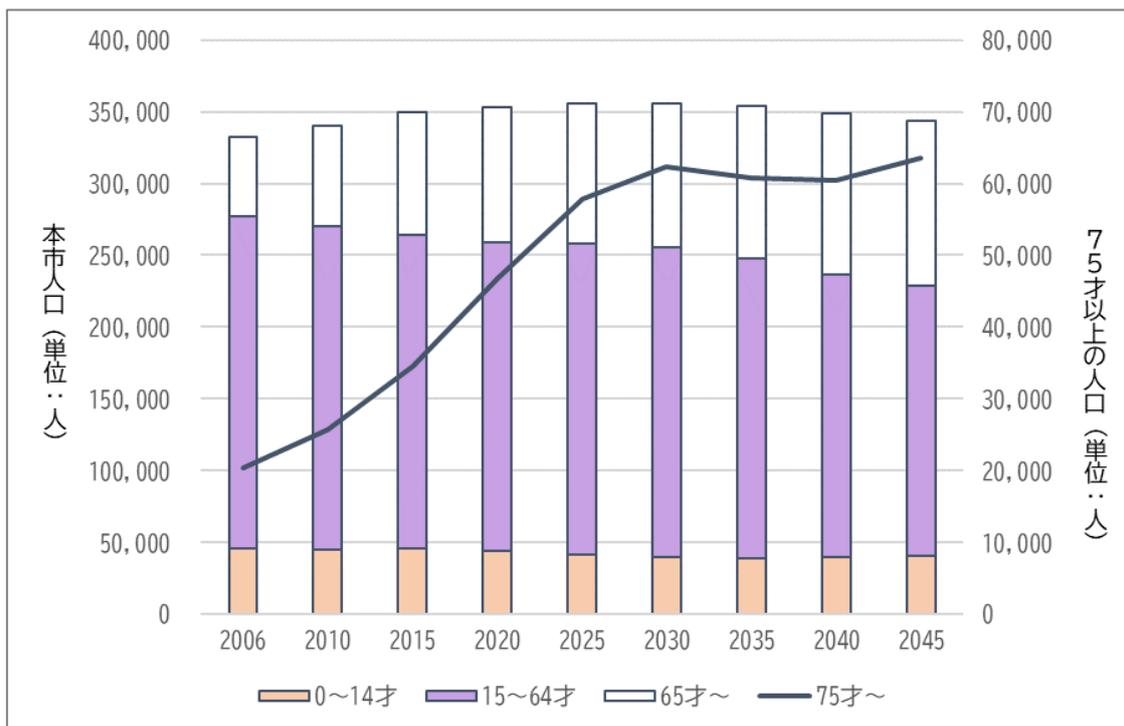
国の総人口は、2008年をピークに減少傾向が続き、2017年4月の国立社会保障・人口問題研究所の全国人口推計では、2053年には1億人を割って9,924万人になると見込まれています。

本市の人口は、隣接する9村と合併した1955年時点ではおよそ10万人でしたが、1990年に30万人を超えました。1955年から2010年までの55年間に人口は、およそ3.3倍に増えています。

また、2015年8月には35万人に達しましたが、本市の推計では、2028年をピークに減少すると見込まれており、年少人口（0～14才）や生産年齢人口（15～64才）の減少、高齢者人口（65才以上）の増加が顕著になっています（図表13）。

2015年と2045年の対比で、総人口約1.7%減に対して、年少人口は約10.5%減、生産年齢人口は約14.3%減、高齢者人口は約35.8%増（75歳以上の人口は約84.0%増）となっており、人口は減少し、少子高齢化が一層進むものと見込まれます。

【図表 13 本市における人口の推移と見込み】



(出典) 川越市住民基本台帳 (各年1月1日)

※2021年以降は本市推計

## 2 財政状況

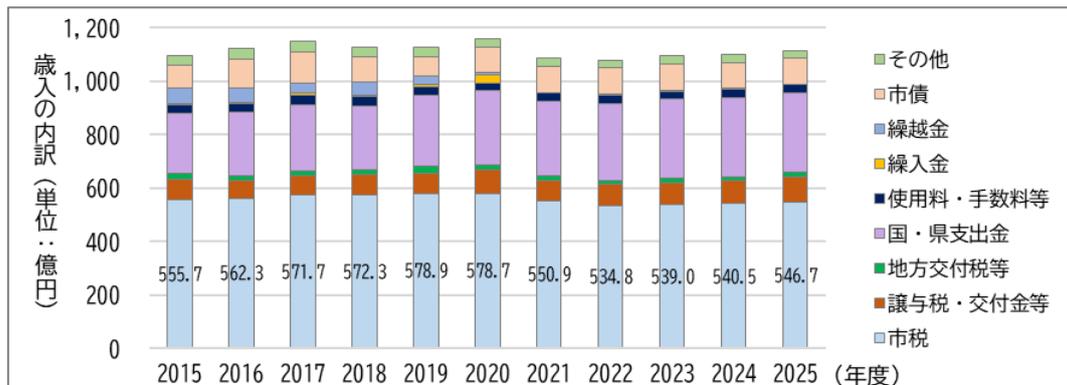
### (1) 歳入と歳出の見込み

歳入の根幹となる市税収入は、生産年齢人口の減少などの要因から、ほぼ横ばい又は減少すると見込まれます（図表 14）。

歳出は、扶助費<sup>8</sup>の増加が顕著になっています。今後は、少子高齢化が進展することを踏まえると、更に扶助費が増加すると見込まれます。なお、公共施設等の整備に用いる投資的経費<sup>9</sup>は、事業の実施状況により年度ごとに変化しています（図表 15）。

今後の見込みにおいては、歳入と歳出のかい離額が大きくなっています。

【図表 14 本市における歳入の推移と見込み】

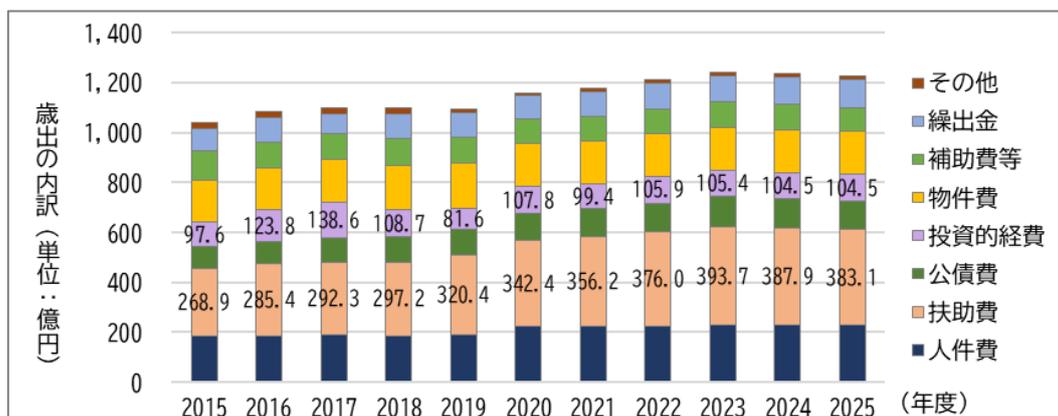


(出典) 令和2年度川越市中期財政計画

※百万円以下は四捨五入しています。

※2020年度は当初予算、2021年度以降は試算額です。

【図表 15 本市における歳出の推移と見込み】



(出典) 令和2年度川越市中期財政計画

※百万円以下は四捨五入しています。

※2020年度は当初予算、2021年度以降は試算額です。

<sup>8</sup> 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費のこと。

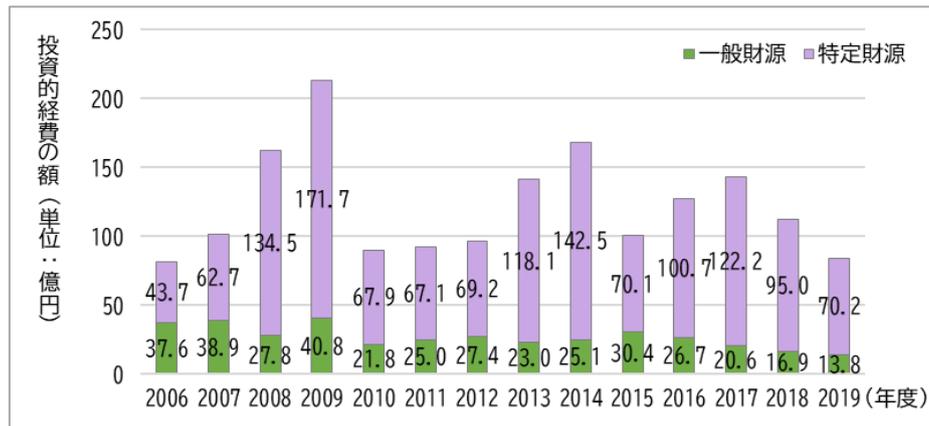
<sup>9</sup> 投資的経費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際の経費などのこと。

## (2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化

投資的経費における一般財源<sup>10</sup>は、減少傾向にあり、2019年度は約14億円まで減少し、特定財源<sup>11</sup>が一般財源を大きく上回っています（図表16）。

また、経常収支比率<sup>12</sup>及び公債費負担比率<sup>13</sup>は、上昇傾向にあり、厳しい財政状況であるといえます（図表17）。なお、『令和2年度川越市中期財政計画』では、2021年度以降、公債費負担比率は「警戒ライン」とされる15%を超えると見込んでいます。

【図表16 投資的経費の状況】

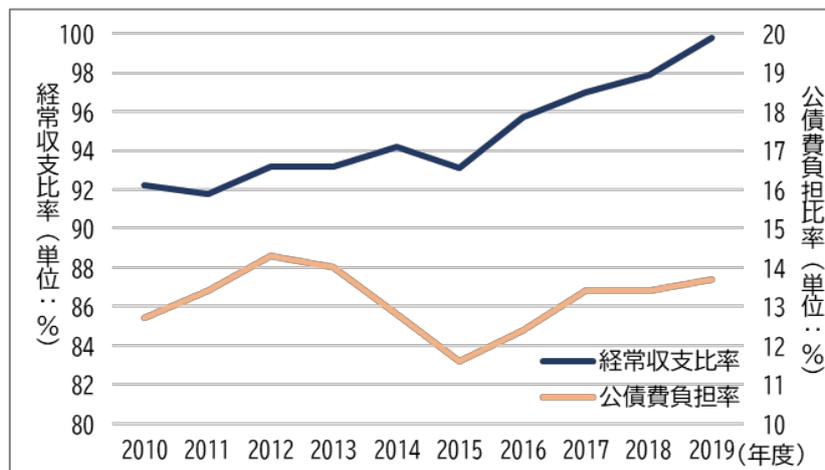


川越市社会資本マネジメント課作成

※決算カード（普通会計<sup>14</sup>ベース）に基づき作成し、百万円以下は四捨五入しています。

※令和2年度川越市中期財政計画は一般会計ベースで作成しているため、図表15の投資的経費の額と一致しません。

【図表17 経常収支比率と公債費負担比率】



(出典) 令和2年度川越市中期財政計画

<sup>10</sup> 一般財源：市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。

<sup>11</sup> 特定財源：国県支出金や市債など財源の使いみちが特定されているもの。

<sup>12</sup> 経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75～80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされている。

<sup>13</sup> 公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされている。

<sup>14</sup> 普通会計：地方自治体間の財政比較等を行うため、一般会計を中心に特別会計の一部を加えた会計区分。本市の普通会計、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の3つが対象である。

### 3 将来の更新費用等の見通し

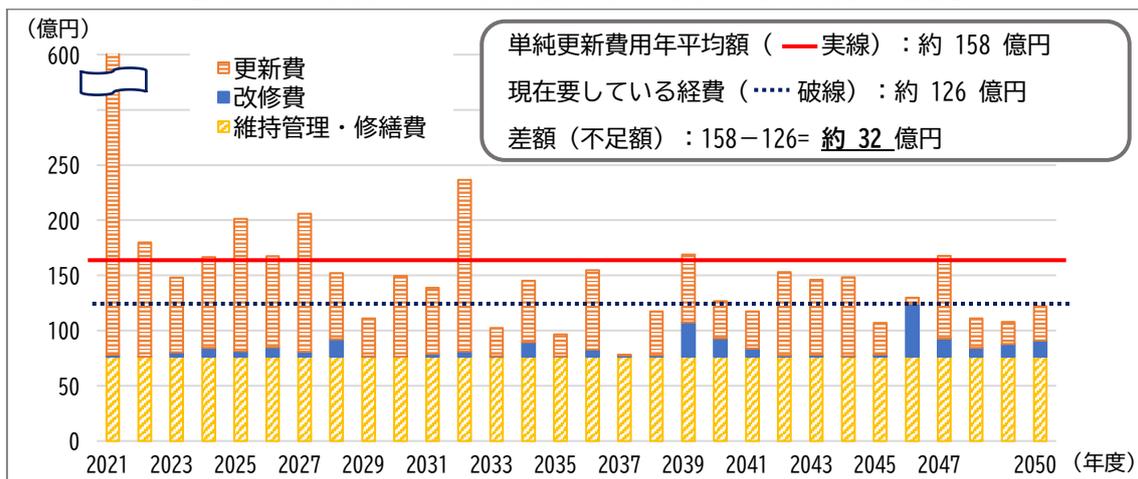
本市が保有する公共施設等について、既存施設を現在と同じ床面積や延長、構造で耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策を行った場合を想定し、2021年度から2050年度までの30年間における維持管理・修繕、改修及び更新に係る経費の見込みを試算しました。

#### 【1. 公共施設の試算】

公共施設の単純更新の場合、小学校や中学校の建替えなどにより2020年代から2030年代前半にかけて更新のピークを迎えますが、その後はやや低い水準となり、30年間で総額約4,748億円（約158億円/年）となる見込みです。現在、更新等に要している経費は約126億円/年であるため、不足額は約32億円/年となる見込みです。（図表18）。

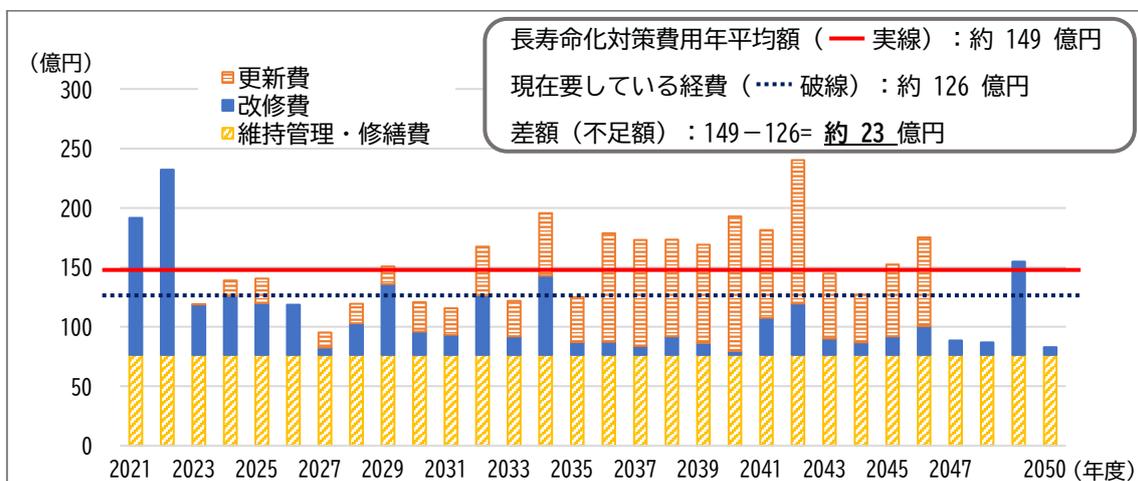
長寿命化対策を行った場合は、30年間で総額約4,473億円（約149億円/年）となるため、約9億円/年の削減効果を見込むことができますが、約23億円/年の不足となります。（図表19）。

【図表 18 経費の見通し試算結果（公共施設・単純更新の場合）】



川越市社会資本マネジメント課作成

【図表 19 経費の見通し試算結果（公共施設・長寿命化対策の場合）】



川越市社会資本マネジメント課作成

## 【2. 公共施設等（インフラ施設含む）の試算】

インフラ施設を含めた公共施設等の経費の見込みについては、以下の表のとおりとなります。

単純更新の場合は、30年間で総額約9,012億円（約300億円/年）となる見込みです。現在、更新等に要している経費は約163億円/年であるため、不足額は約137億円/年となる見込みです。

長寿命化対策を行った場合は、30年間で総額約7,127億円（約238億円/年）となるため、約62億円/年の削減効果を見込むことができますが、約75億円/年の不足となります。（図表20）。

【図表 20 経費の見通し試算結果と現在要している経費(公共施設・インフラ施設 30年間)】

【2021年度から30年間】 (単位：億円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	1年あたりの平均 経費の見込み額 ⑥ (④×1/30)	現在要している 経費 (過去平均値)	1年あたりの 不足額 (⑥-⑦)
普通 会計	公共施設	2,288.5	1,017.4	1,167.4	4,473.3	4,748.1	▲ 274.8	149.1	126.3	22.8
	道路	29.3	33.8	1,209.7	1,272.7	1,287.3	▲ 14.5	42.4	3.7	38.7
	橋りょう	61.7	14.1	0.1	75.9	102.6	▲ 26.7	2.5	1.8	0.7
	河川	11.7	2.0	1.8	15.4	19.0	▲ 3.5	0.5	0.3	0.2
公営 事業 会計	上水道	0.0	0.0	783.7	783.7	1,481.0	▲ 697.4	26.1	18.5	7.6
	下水道	450.0	55.8	0.0	505.8	1,373.7	▲ 867.9	16.9	11.9	4.9
合計		2,841.2	1,123.0	3,162.6	7,126.8	9,011.7	▲ 1,884.9	237.6	162.7	74.9

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

※「公共施設等の適正管理の更なる推進について」（総務省自治財政局財務調査課 平成30年4月25日付事務連絡）を参考に作成。

今後は、人口減少などの社会情勢の変化もあり、整備更新に充てることのできる財源も少なくなることが考えられるため、更新費用等を予算の範囲内に収めることができるよう、取組を進めていく必要があります。

試算条件

【公共施設】

★対象施設

公有財産台帳（2020 年度末時点）での面積に基づき試算し、普通財産、遊休施設、賃貸物件、その他公共施設付属建築物及び歴史的建築物等については除外しています。

★耐用年数及び目標使用年数

【図表 21 単純更新の耐用年数】

構造	耐用年数	構造	耐用年数
木造	22 年	鉄骨造（S 造）	38 年
その他非木造	22 年	軽量鉄骨造（LGS 造）	22 年
鉄筋コンクリート造（RC 造）	50 年	コンクリートブロック造	38 年
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）	50 年		

【図表 22 長寿命化対策の場合の目標使用年数】

耐震基準	目標使用年数
旧耐震基準（建築 1981 年度まで）	65 年
新耐震基準（建築 1982 年度以降）	65 年超

※川越市個別施設計画（公共施設編）では、新耐震基準建築物の目標使用年数は 65 年超としているが、試算上は 80 年とした。

★単価

【図表 23 改修及び更新単価】

（単位：円/㎡）

分類	旧耐震基準建築物	新耐震基準建築物			更新単価
	40 年目改修	20 年目改修 改修 （単純更新）	40 年目改修	60 年目改修	
小規模事務庁舎 （2,000 ㎡以下）	226,000	62,400	253,600	62,400	433,700
中規模事務庁舎 （2,000 ㎡超 10,000 ㎡以下）	171,100	71,000	193,500	71,000	402,900
大規模事務庁舎 （10,000 ㎡超）	159,000	76,500	177,300	76,500	372,600
学校教育施設（校舎）	150,000	43,100	170,400	43,100	311,400
学校教育施設（体育館）	76,200	33,500	85,400	33,500	353,200
市営住宅	137,900	22,200	152,100	22,200	300,300

※更新単価には、建替えに伴う設計、取り壊し、処分等のコストを含む。

※改修及び更新単価は消費税を含まない。

※維持管理・修繕に係る費用については、実績値を基に算出。

## 【インフラ施設】

インフラ施設については、道路、橋りょう、河川、上水道、下水道のインフラ施設毎に、以下の個別施設計画に基づき試算しています

- ・川越市個別施設計画（道路舗装編）・・・2019年3月改定
- ・川越市個別施設計画（橋りょう編）・・・2019年3月改定
- ・川越市個別施設計画（排水機場・排水ポンプ場編）・・・2021年3月策定
- ・川越市上下水道ビジョン・・・2019年3月策定
- ・川越市上下水道事業経営戦略・・・2020年3月策定

### 現在要している経費

「現在要している経費」とは、近年、維持管理・更新等に要している経費を示しており、公共施設・インフラ施設の種類ごとに直近のものより算出しています。

種類	試算方法
公共施設	維持管理・修繕に係る費用として2019年度の実績値を、改修や更新に係る費用として2017年度から2019年度（3年間）の実績値の平均を用い算出。 ※維持管理・修繕に係る費用には、光熱水費や指定管理料などを含む。
道路	2018年度から2020年度（3年間）の舗装整備工事及び道路維持補修工事（単価契約）に係る金額の平均値により算出。
橋りょう	2016年度から2020年度（5年間）の点検、修繕、補修及び耐震補強に係る金額の平均値により算出。
河川	2019年度、2020年度（2年間）に契約した排水機場及びポンプ場の保守点検業務委託費等から、それらの平均額で算出。
上水道	2017年度から2019年度（3年間）の資本的支出のうち、「建設改良費」の金額の平均値より算出。
下水道	2017年度から2019年度（3年間）の資本的支出のうち、「建設改良費（流域下水道費を除く）」の金額の平均値より算出。

## 第4章 現状から分かる課題

---

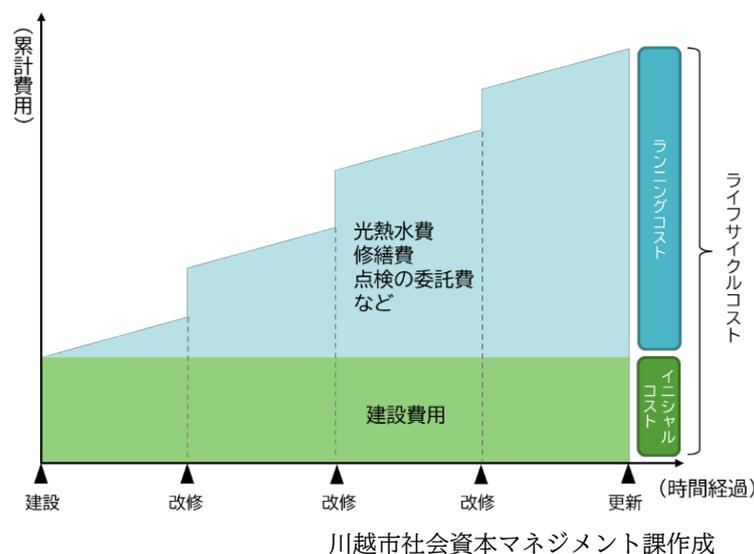
## 1 財源の確保と有効活用

多くの公共施設等を建設した当時は、現在と社会情勢や財政構造が異なっており、扶助費などの義務的経費や地方債残高がそれほど多くはなかったため、投資的経費の捻出が可能であったと推測されます。現在は、財政の硬直化が進んでおり、今までのように公共施設等を建設することは不可能です。そのため、計画的に必要な財源を確保する方策を検討することが必要です。

本市は、1970年代前半から1980年代前半にかけて多くの公共施設を建設し、延床面積で約64%が建設後30年以上経過しています。仮にしゅん工の50年後に更新を行うとすると、2020年代から2030年代前半に更新時期が集中し、これに対応するための財源は大きく不足すると見込まれます。時代に合った施設の在り方を検討するとともに、現在の財政状況を踏まえた公共施設の整備更新を考えていかなければなりません。

また、公共施設等は、建設時の費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持・管理のために継続的な費用（ランニングコスト）がかかります。ランニングコストは、施設の老朽化が進行するにつれて増大し、建設費用よりも多額の費用がかかる場合があることにも留意する必要があります（図表24）。そのため、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストを含めたライフサイクルコスト<sup>15</sup>の縮減を進めることが重要です。

【図表 24 公共施設等に係る費用のイメージ図】



### 課題に関する基本的な認識

- ・ 計画的に財源を確保するための方策の検討
- ・ 時代に合った施設の在り方の検討
- ・ 財政状況を踏まえた公共施設の整備更新
- ・ 限られた財源の重点配分
- ・ ライフサイクルコストの縮減

<sup>15</sup> ライフサイクルコスト（LCC）：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

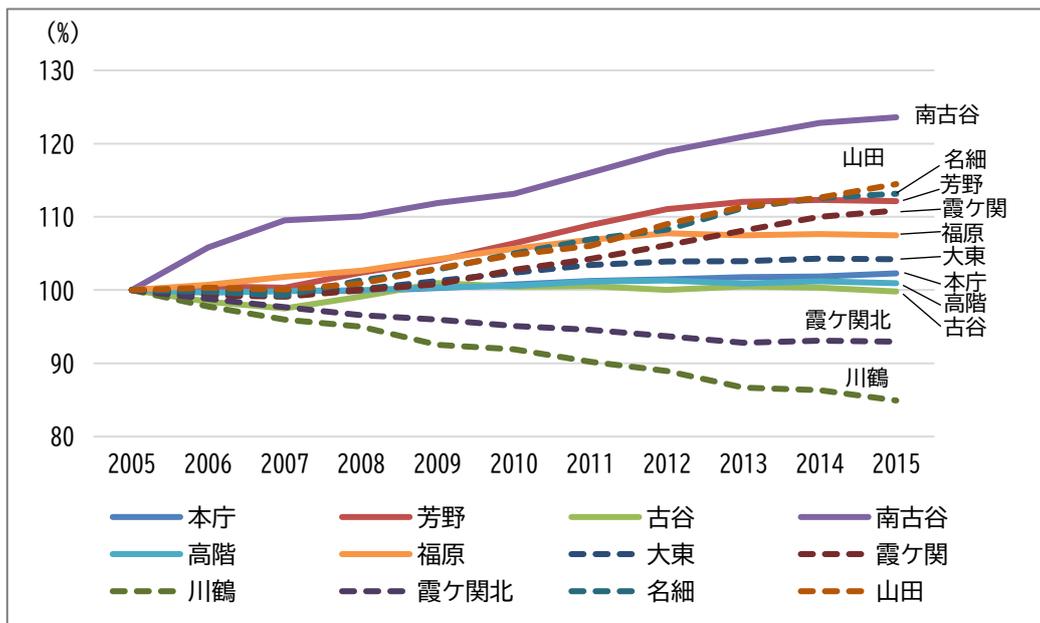
## 2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供

本市は、人口が急増する 1970 年代前半から 1980 年代前半にかけて市民に適正なサービスを提供するために公共施設等を積極的に整備してきました。本市の推計では、2018 年をピークに人口減少局面を迎えると見込まれ、年少人口及び生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加がより顕著になり、市民ニーズも変化していくと考えられます。そのため、社会情勢や人口減少によって生じると考えられる余剰スペースを別の機能で利用するなど、変化する市民ニーズに適切に対応することが必要です。

また、本市の人口を地区別にみると、2005 年度からの推移において、既に人口が減少している地区があるなど、求められる行政サービスが地区によって異なるものと考えられます（図表 25）。

今後は、それぞれの地区の人口動態と市民ニーズの変化を的確に把握し、民間活力を積極的に活用するなど、より効率的で効果的な行政サービスを検討することが重要です。

【図表 25 2005 年を基準とした地区別の人口の推移】



(出典) 川越市人口ビジョン

### 課題に関する基本的な認識

- ・ 既存ストックの有効活用
- ・ 各地区の人口動態と市民ニーズの的確な把握
- ・ 民間活力の活用
- ・ より効率的で効果的な行政サービスの検討

### 3 公共施設等の老朽化への対応

公共施設等は、適切に維持・管理することによって、長期にわたり安全に利用することが可能になります。今後も維持する公共施設等については、日頃から適切な維持・管理を行い、できる限り長く使い続けることや有効活用を図る取組が重要です。

また、適切な維持・管理を行うには、所在地や規模などの諸元、利用状況、運営コスト及び点検・診断などの情報を正しく把握していなければなりません。固定資産台帳<sup>16</sup>や整備を進めている複式簿記などを踏まえた新しい公会計に基づくデータの活用は、公共施設等に係る資産（ストック）や経費（コスト）の適切な把握を可能にし、限られた財源を重点的にどう配分していくのかを決める判断基準としても活用できると考えられます。

公共施設等に関する情報を一元的に管理し、利活用することは、財政の透明性を高め、議会や市民に対する説明責任をより適切に果たすことにつながります。公共施設等を所管している部署と連携を図り、共通認識のもと、管理計画の取組を全庁的に推進する体制を整えることが必要です。

#### \*有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、所有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出したものであり、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

この割合については、割合が高いほど各施設の老朽化が進んでいるといえ、類似団体と比較すると、各施設の老朽化が進んでいることがわかります。

決算年度	有形固定資産減価償却率	類似団体平均
2016年度決算	70.1%	59.3%
2017年度決算	69.6%	60.0%
2018年度決算	70.6%	60.8%
2019年度決算	71.8%	61.7%

『財政状況資料集』より作成

※対象となる資産は、固定資産台帳に登録している有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品を除く償却資産

#### 課題に関する基本的な認識

- ・長期の利用を可能にする適切な維持・管理
- ・正しい情報の把握と一元管理
- ・全庁的な取組の推進

<sup>16</sup> 固定資産台帳：固定資産を、その取得から除却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。

## 第5章 マネジメントに関する基本方針

---

## 1 基本方針

本市が所有し、管理する公共施設等は、国や県からの補助金も含め、市民の方々が納める税金により整備されたものであり、公共施設等をマネジメントしていくうえで、市民の方々の理解が必要不可欠です。市が公共施設等の在り方を一方的に決めるのではなく、人口減少や人口構造の変化などによる市民ニーズに対応した公共施設等の在り方を市と市民の方々が共に考えていくことが重要です。

また、これからの公共施設等の在り方を考えるに当たっては、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設等の総量となるように配慮するとともに、民間活用や施設の多機能化などさまざまに工夫しながら、財政負担の軽減も図らなければいけません。

そのためには、全ての公共施設等を対象として、経営的な視点から効率的で効果的なマネジメントを実施することが求められています。

2014年度に「川越市の公共施設・インフラに関するアンケート調査」を行ったところ、公共施設については、複合化や多機能化を図り、民間施設も含め、既存ストックを有効に活用していくことに積極的な意見が多く、サービス水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

インフラ施設についても、一部の廃止や長寿命化、維持・管理の民間委託に積極的な意見が多く、サービスの水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

必要不可欠なサービスを今後も継続して市民の方々に提供していくために、基本方針を次のとおり定めます。

### ☆基本方針☆

基本方針 1	施設総量の適正化
基本方針 2	適切な維持・管理による安全の確保
基本方針 3	整備更新費用の確保と受益者負担の適正化
基本方針 4	公民連携（PPP <sup>17</sup> ）の推進
基本方針 5	計画的な推進を図るためのしくみづくり

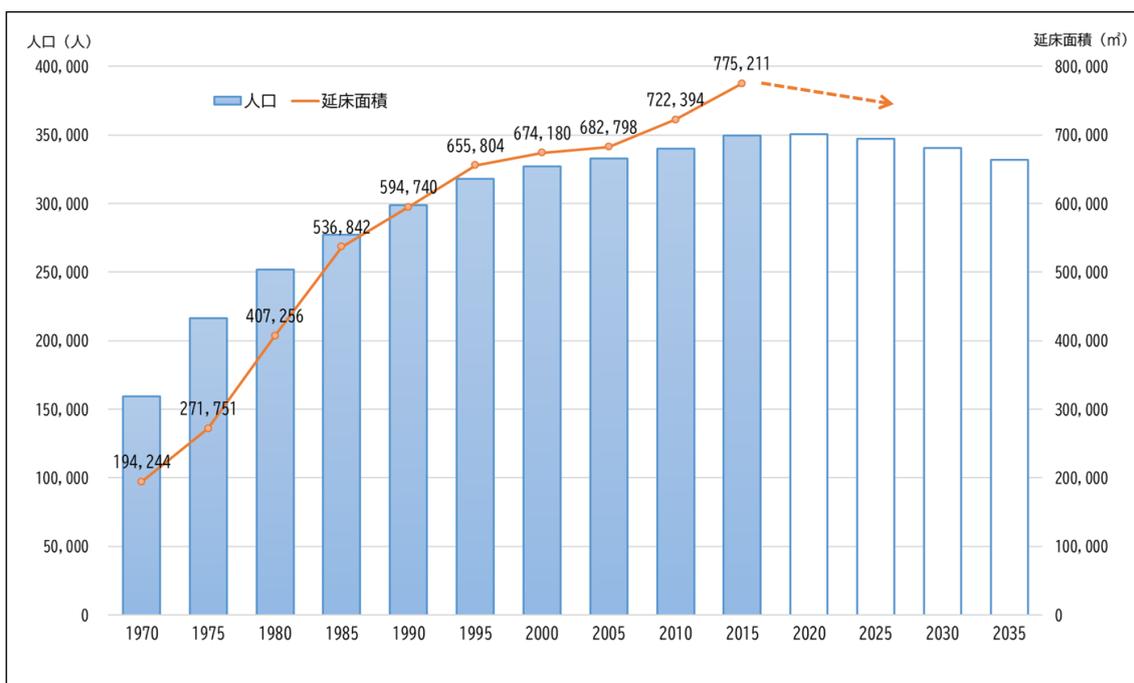
<sup>17</sup> PPP：Public Private Partnership の略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

## ①人口減少社会を見据えた施設総量の実現

人口減少社会を踏まえ、将来のニーズなどを考慮した結果、必要と判断した施設の整備更新は、現在の施設総量の範囲内で管理計画の趣旨に沿った手法を用いたうえで、施設総量の適正化を図ります（図表 26）。

また、インフラ施設は、管理計画の趣旨を踏まえ、事業を進めます。

【図表 26 人口と公共施設延床面積の推移】



川越市社会資本マネジメント課作成

※延床面積は、各年度の「財産に関する調書」より作成（普通財産を含む）

※人口については、2015年までは実績、2016年以降は本市推計により作成

②集約化<sup>18</sup>や複合化<sup>19</sup>・多機能化<sup>20</sup>などの整備更新方策の推進

必要な施設の整備更新に当たっては、単独で建て替えるのではなく、施設の集約化や複合化・多機能化を基本とし、適正規模での施設の更新を進めます。

また、共用化<sup>21</sup>、広域化<sup>22</sup>や施設によらないサービス提供（ソフト化<sup>23</sup>）について検討します。

<sup>18</sup> 集約化：同種の施設を統合し、一体の施設とすること。

<sup>19</sup> 複合化：異なる種類の施設を統合し、これらの機能を有した一体の施設とすること。

<sup>20</sup> 多機能化：施設の機能を単機能ではなく、高機能・多機能にすること。

<sup>21</sup> 共用化：各施設が持つ同様の機能を共同して利用すること。

<sup>22</sup> 広域化：国や県、周辺の市などと共同で施設を整備又は運営すること。

<sup>23</sup> ソフト化：民間サービスなどの活用によりサービス機能は維持したうえで、施設（ハード）は廃止すること。

## 基本方針 2

## 適切な維持・管理による安全の確保

### ①点検・診断の実施

安全の確保を第一に考え、公共施設等の特性や整備後の経過年数などを踏まえ、継続的に点検・診断を実施します。

### ②耐震化の実施（参考：『第3期川越市建築物耐震改修促進計画』）

今後予想される地震災害に対して市民の安全を確保するため、本市が所有する公共施設等の耐震化に努めます。

### ③長寿命化の推進

改修や建替えの優先順位を整理するとともに、従来の事後保全<sup>24</sup>ではなく、予防保全<sup>25</sup>に努め、老朽化の状況や将来の用途の見通しなどを考慮して、各施設の状況を踏まえた長寿命化を図ります。

### ④ユニバーサルデザイン化の推進

ユニバーサルデザイン<sup>26</sup>の考え方のもと、公共施設等の整備更新に際しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」を踏まえたバリアフリー化を図るなど、誰もが使いやすい施設となるように努めます。

## 基本方針 3

## 整備更新費用の確保と受益者負担の適正化

### ①公的不動産<sup>27</sup>（PRE）の有効活用（参考：『川越市公有地利活用指針』、『川越市公有地利活用計画』）

統廃合などにより利用する見込みのない公共施設等は解体撤去し、その土地は積極的に貸付けや売却を行うなど、整備更新に必要な財源の確保を図ります。

### ②基金の設置

将来の財政需要に対応するため、公的不動産（PRE）の有効活用により生じた収益を積み立てるなど、公共施設の整備更新に充当するための基金を設置し、中長期的な視点で運用を行います。

\*公共施設の計画的な保全及び更新に必要な経費の財源に充てるための基金として、2016年12月に「公共施設マネジメント基金」を設置しています。

<sup>24</sup> 事後保全：構造物や建築物が損傷した後に損傷箇所の補修・修理を行うこと。

<sup>25</sup> 予防保全：構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行うこと。

<sup>26</sup> ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

<sup>27</sup> 公的不動産（PRE）：Public Real Estate の略。地方公共団体などが所有する各種の不動産のこと。

### ③補助金や地方債の活用

公共施設等の整備更新や解体撤去については、国などの補助金を積極的に活用するとともに、老朽化対策を推進するために創設された「公共施設等適正管理推進事業債」などの地方債の活用も検討します。

#### \* 公共施設等適正管理推進事業債の活用実績

2020年度までに、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、下記の事業を実施しています。

年度	事業の内容	区分
2017～2018	旧西清掃センターの解体	除却事業
2017	旧女性会館の解体	除却事業
2018	旧藤間給食センターの解体	除却事業
2017, 2020	市道 0023 号線の舗装整備	長寿命化事業
2018	西後楽会館の改修	集約化・複合化事業
2018	新河岸駅旧駅舎エレベーターの撤去	除却事業
2018～2019	旧斎場の解体	除却事業
2018～2020	子育て安心施設の整備	立地適正化事業
2018～2020	川越駅西口歩行者用デッキの延伸	立地適正化事業
2019～2020	川越駅東口駅前広場の改修	立地適正化事業

### ④受益者負担の適正化（参考：『使用料・手数料設定の基本方針』）

公共施設等の使用料は、公平で適正な負担となるように見直しを図ります。

#### 基本方針4

#### 公民連携（PPP）の推進

##### ①管理・運営手法の見直しによるサービスの向上（参考：『PPP（公民連携）に関する基本方針』、『PFI活用に関する基本指針』）

民間事業者のノウハウを活用するため、民間委託や指定管理者制度、PFI<sup>28</sup>の導入を進めるとともに、ライフサイクルコストを意識した無駄のない効率的な管理運営を進めます。

##### ②民間委託手法の検討

民間提案制度を設けるなど、厳しい財政状況の中でも公共施設等の整備更新などが可能になる方法を検討します。

<sup>28</sup> PFI：Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持・管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的にサービスを提供する手法。

## ①公共施設等に係る優先順位の決定

公共施設等の整備更新を全庁的に推進するため、個別施設計画に沿った優先度に基づき、効率的な予算配分を行います。

## ②施設情報の一元化と利活用

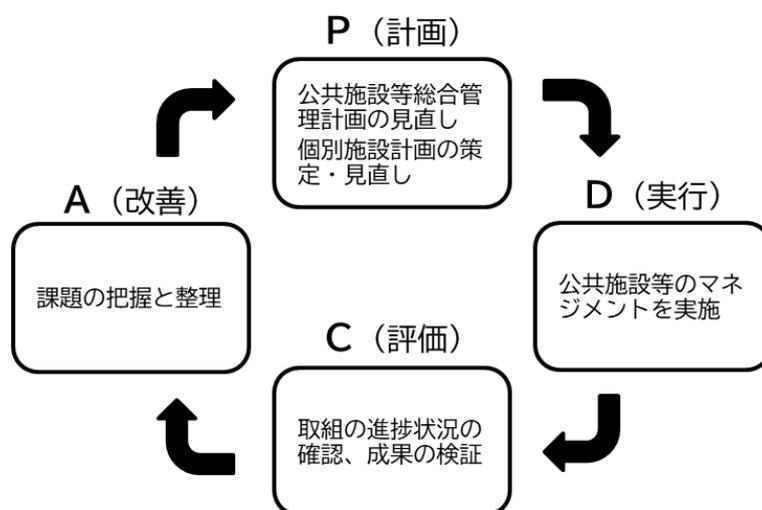
公共施設等の情報（諸元、利用状況、運営コスト、点検・診断などの情報）を一元的に管理し、活用することで、適正なマネジメントサイクルを確立します。

## ③モデル事業の実施

ソフト化、複合化や多機能化など、さまざまな手法によるモデル事業を実施し、これらの効果を踏まえ、他の施設での取組を効果的に進めます。

## ④フォローアップの実施

PDC Aサイクルに基づき、1年ごとに取組の進捗状況を客観的に検証します。



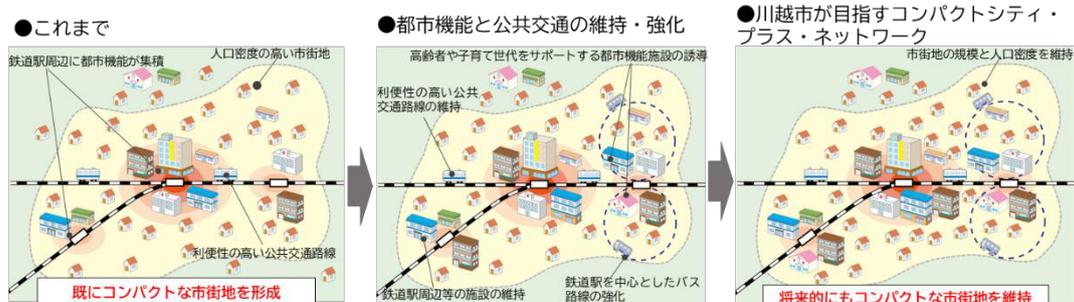
### ⑤関連計画との連携

限られた財源を効率的かつ効果的に活用するためには、社会資本マネジメントの取組を全庁的な取組とする必要があります。管理計画と関連する川越市立地適正化計画など、他計画との連携を図ります。

#### (参考) 川越市立地適正化計画

人口減少と超高齢社会の進行を見据え、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能とするため、「市民がいつまでも暮らしやすく、訪れる人を魅了し、誰もが住みたくなるまち川越」をまちづくりの基本目標とし、従来の土地利用計画に加え、医療、福祉、商業等の都市機能や居住の誘導と公共交通の充実による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※」のまちづくりを推進する計画です。

#### ■川越市の目指すコンパクトシティ・プラス・ネットワークのイメージ



(出典) 川越市立地適正化計画

※日常生活に必要なまちの機能が、住まいに身近なところに集積され、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできる都市構造のこと。

## 2 マネジメントの手法

### (1) 公共施設のマネジメントの進め方

公共施設は、学校やホールなど特定の施設類型ごとに、提供しているサービスの必要性、民間での代替可能性、利用者の範囲などを考慮して、種類別基準（ソフト化、複合化、廃止など）の対策を割り当てます。

種類別基準による判断の結果、今後も維持する公共施設に対して、長寿命化、PFIなど共通に活用できる対策（横断的基準）を検討します。

#### STEP 1：公共施設の種類別基準

公共サービスとしては必要だが、公共施設は不要である。	 ソフト化 民間活用 代替サービス 市民協働	公共サービス機能は維持したうえで、施設は廃止する。その際、できる限り民間が提供するサービスを利用する。 例：移動図書館による配送 電子図書館のようなICTなどを用いた方法に切替え
公共サービスとしては必要かつ公共施設も必要だが、総量の適正化が必要である。	 集約化 複合化 多機能化 共用化 広域化	同種の施設を統合し、一体の施設とする。 異なる種類の施設を統合し、これらの機能を有した一体の施設とする。 施設の機能を単機能ではなく、高機能・多機能にする。 各施設が持つ同様の機能を共同して利用する。 国や県、周辺の市などと共同で施設を整備又は運営する。
公共サービスとしての必要性が乏しい。	 廃止	事業の目的が達成された、社会経済情勢の変化等により事業を継続していく必要性が失われた、民間等において同様の機能が果たされているなどの理由で継続していく必要が認められない公共サービスの提供は行わない。

\*上記を検討した結果、単独で更新することがあります。

#### STEP 2：公共施設の横断的基準

今後も維持する施設をできる限り長く利用するため、長寿命化を図ります。

長寿命化	適切な保全を行い、躯体や設備などを健全な状態に保ち、法定耐用年数を超えて使い続ける。
------	--



さらに次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

PFI・指定管理者	PFIや指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
エネルギーマネジメント	施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備等の導入により、エネルギー使用の効率化を図るとともに、光熱水費を削減する。
スペースマネジメント	会議室の集約、文書管理の工夫などにより、庁舎等のスペースを効率的に利用できるようにして、施設効用を高める。
利用者負担の見直し	施設利用区分や施設利用料を見直す。

## (2) インフラ施設のマネジメントの進め方

インフラ施設は、長寿命化を前提に、事後保全から予防保全に切り替えます。なお、インフラ施設は公共施設と同じように扱うことが難しいため、管理計画の趣旨を踏まえ、事業を進めます。

また、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的被害（重要度）の大小から分類し、予防保全の対応を変化させるリスクベースメンテナンス（RBM）や合併処理浄化槽<sup>29</sup>による生活排水の処理などインフラ施設を用いない方法、あるいは、人口減少などの社会情勢を踏まえたコンパクトなまちづくりによってインフラ施設の総量を縮減する方法などを用いることによって、サービスの提供を維持していく視点も重要です。

種類別基準による判断の結果、今後も維持するインフラ施設に対して、PFIや包括民間委託など共通に活用できる対策（横断的基準）を検討します。

### STEP 1：インフラ施設の種類別基準

公共サービスとしては必要かつ従来のインフラ施設も必要で総量も大幅に削減できない。	➡	予防保全	構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行う。
公共サービスとして必要かつ従来のインフラ施設も必要だが、総量の適正化が必要である。	➡	ダウンサイジング	過剰だと判断されたインフラの規模を縮小し、更新する。
公共サービスとしては必要だが、従来のインフラ施設がなくても、公共サービスの提供は可能である。	➡	分散処理	ネットワーク型インフラ施設から分散処理型インフラ施設に切り替える。 例：合併処理浄化槽の利用
		移転	人が動くことで必要とするインフラ施設の総量を縮減する。 例：コンパクトシティ
公共サービスとしての必要性が乏しい。	➡	廃止	継続していく必要が認められない公共サービスの提供は行わない。

### STEP 2：インフラ施設の横断的基準

次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

PFI・指定管理者	PFIや指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
利用者負担の見直し	料金の見直しを行う。

<sup>29</sup> 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れを約8分の1に減らすことができる。

余白ページ